

## 高等研究所編集委員会運営内規

(委員会の設置)

**第1条** 高等研究所(以下「研究所」という。)に編集委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

**第2条** 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 研究所所長
- 二 研究所副所長
- 三 研究所研究員のうちから研究所所長が指名する者 若干人

2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員長)

**第3条** 委員会に委員長1人を置き、前条第1項第1号に規定する者をもって充てる。

(委員の任期)

**第4条** 第2条第1項第3号に規定する委員の任期は、各年度ごととする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の職務)

**第5条** 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 「高等研究所紀要」(以下「紀要」という)の編集および刊行に関する事項
- 二 「高等研究所ディスカッション・ペーパー」(以下「DP」という)の編集および刊行に関する事項
- 三 その他研究所の刊行物の編集および刊行に関する事項

(委員の業務)

**第6条** 委員は、次に掲げる業務を行う。

- 一 紀要原稿募集の周知
- 二 紀要原稿の取りまとめ
- 三 紀要査読者の選定および査読の依頼
- 四 紀要原稿の最終確認
- 五 DPの内容および形式確認
- 六 その他

附 則

この内規は、2009年4月1日から施行する。